

サンピアデイサービスセンター 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 サンピア が開設する地域密着型通所介護・介護予防デイサービス サンピアデイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員等（以下「通所介護従業者」という。）が、要介護状態又は、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが負担の軽減が図られるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活できるよう、又、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的生活上の世話及び機能訓練を行う。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 サンピアデイサービスセンター
2. 所在地 水戸市内原町126番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. 生活相談員 1名以上
3. 看護職員 1名以上
4. 介護職員 2名以上
5. 機能訓練指導員 1名以上（看護職員と兼務）
6. 調理員その他の従業者 1名（非常勤）
7. 事務員 1名（兼務）

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から金曜日を営業日とする。
但し、1月1日から1月3日を特別休暇とする。
2. 営業時間 9時00分から16時00分までとする。

(通所介護の利用定員)

第6条 指定通所介護の利用定員は、1日18名とする。

(通所介護の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護の場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、該当指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。厚生大臣が定める 基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示する。

1. 入浴、排泄、着替え、整容等の介護
2. 食事の提供
3. 機能訓練
4. 健康管理
5. 利用者及びその家族に対する相談及び支援
6. レクリエーション行事

2. 指定通所介護事業者は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の実費相当額の支払いを利用者から受けることができる。

1. 利用者の選定により通常事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用(実費相当額)
2. 指定通所介護に通常要する時間を越える指定通所介護であって利用者の選定にかかわるものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係わる在宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額を超える費用(実費相当額)
3. 昼食費(500円)
4. おむつ代(1枚100円)、パッド代(1枚50円)
5. 前各号に掲げるものの他、指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの(実費相当額)

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、水戸市とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 通所介護従業者は、現に指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第10条 通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2. 前項の「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風災害、地震の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、その者に消防計画の樹立等の業務を行わせる。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 集団生活の中で、施設の生活リズムや生活様式に無理に適応しようとするのではないが、他の利用者に迷惑になるような行為は慎む。

(通所介護計画の作成)

第12条 利用者の心身の状況、希望及びその位置に置かれている環境を踏まえて、機能訓練の目標、該当目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した通所介護計画を作成しなければならない。

2. 通所介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、該当居宅介護支援事業所サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3. 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に沿ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1. 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員の他の従業者に周知徹底を図ること。

2. 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

3. 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための指針を整備すること。

4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

5. 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(苦情の処理手順及び窓口)

第14条 1. 事業所は、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2. 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存する。
3. 事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善をする。
4. 事業所は市町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は前項の改善の内容を報告する。

(事故処理)

- 第15条 1. 事業所はサービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
2. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し保存する。
 3. 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

- 第16条 通所介護の事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 4. 指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明をする。
 5. 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わない。
 6. 事業者は利用者に対する通所介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
 7. 会計期間は毎年4月1日から翌3月31日とする。
 8. この規程の定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人サンピアと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この運営規程は平成14年 3月1日より施行する。
 平成14年 4月1日 一部改正
 平成14年 6月3日 一部改正
 平成14年11月1日 一部改正
 平成16年 4月1日 一部改正
 平成17年10月1日 一部改正

平成 1 8 年	4 月 1 日	一部改正
平成 2 6 年	4 月 1 日	一部改正
平成 2 6 年 1 0 月 1 日		一部改正
平成 2 7 年	4 月 1 日	一部改正
平成 2 8 年	4 月 1 日	一部改正
平成 2 9 年	6 月 1 日	一部改正
平成 2 9 年 1 2 月 1 日		一部改正
平成 3 1 年	4 月 1 日	一部改正
令和 4 年	2 月 1 日	一部改正
令和 7 年	2 月 1 日	一部改正